

○やつしろハーモニーホール東側駐車場管理要領

(目的)

第1条 この要領は、バス駐車場の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用できる者の範囲)

第2条 バス駐車場を利用できる者は、やつしろハーモニーホールの利用者またはクルーズ船関係の観光バス等とする。

(利用の申込み)

第3条 バス駐車場を利用する個人又は団体は、バス駐車場利用承認申請書(様式第1号)を利用希望開始日の二週間前までに施設利用許可申請書またはその他関係書類を添えて、やつしろハーモニーホール指定管理者に提出しなければならない。

(利用の承認)

第4条 指定管理者は、上記の申請書を受理したときは、館の予約状況から利用の可否を審査し、バス駐車場の利用が可能とした個人又は団体には、バス駐車場利用承認書(様式第2号)及び駐車許可証を交付するものとする。不可能の場合はバス駐車場利用不承認書(様式第3号)を交付する。

2 駐車場を利用する際は、駐車許可証を該当車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(利用の変更・中止)

第5条 バス駐車場利用承認書の交付を受けた者は、バス駐車場を利用する車両の台数や時間等、承認書記載の内容に変更、駐車場利用期間満了前に利用を中止しようとするときは、あらかじめバス駐車場利用変更・中止申請書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、上記のバス駐車場利用変更・中止申請書を受理したときは速やかに必要な手続きを行い、駐車場利用変更・中止承認申請書について(回答)(様式第5号)を交付するものとする。

(許可の取消し)

第6条 利用者が、次の各号のいずれかを遵守しない場合、指定管理者はその利用者に対する承認を取り消すことができる。

- (1) 整然と駐車し、他の利用者の通行及び駐車を妨げないこと。
- (2) 騒音の防止及び安全運転に努めること。
- (3) 駐車場の秩序の維持及び美観の保持に努めること。

(事故等の免責)

第7条 市及び指定管理者は、東側駐車場で発生した事故等により利用者が受けた被害について、その責めを一切負わない。

(附則)

1. この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。